

第390回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和3年5月25日（火）午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 16人

1 番 江口勘四郎委員	2 番 長沼健司委員	3 番 山川光照委員
4 番 上妻一実委員	5 番 山口久志委員	6 番 吉田とも委員
7 番 井上隆市委員	8 番 松田陽一委員	9 番 木村 正委員
10 番 富田憲一委員	11 番 鈴木萬四郎委員	12 番 渡邊智春委員
13 番 後藤敏秀委員	14 番 原田広幸委員	15 番 木村辰也委員
16 番 花谷和男委員		

傍聴 なし

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第437回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程5 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程6 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程7 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程8 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、5月17日に告示になりました、第390回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和3年5月17日、上山市農業委員会告示第6号により、令和3年5月25日、第390回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和3年5月18日付け農委第33号をもって、第390回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第390回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、4番、上妻一実委員、10番、富田憲一委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。4件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、農業兼会社員であります。高野地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。3番、山川光照委員。

山川委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。5月20日に〇〇さんと現地にてお会いしてきました。この農地は〇〇さんの自宅前にあり前から欲しかったとのことで、〇〇さんが高齢のため管理ができなくなったことから譲り受けるものです。きれいに手入れされていました。許可要件を満たすと考えます。よ

ろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、会社員、譲受人は〇〇氏、農業であります。阿弥陀地地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。5月21日に〇〇さんと現地で面談してきました。〇〇さんのお父さんが昨年亡くなったが、〇〇さんは休みしか農業ができないため、〇〇さんに購入を打診したそうです。〇〇さんは野菜畑として活用するそうです。許可要件を満たすと考えます。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。確認のため暫時休憩いたします。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号3について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。譲渡人は、^{はさんしや}破産者〇〇^{はさんかんざいにん}破産管財人〇〇氏、^{かぶしがいしや}弁護士、譲受人は株式会社〇〇、農業であります。株式会社〇〇は^{かぶしがいしや}新規就農希望者であり、牧野地内の畑4筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説

明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取り調査を行っておりますので、農地専門委員長より調査結果について報告をお願いします。

富田委員長 ５月１４日に農地専門委員会を開催し、〇〇の新規就農者の審査をいたしました。代表の方は前から別会社として〇〇という会社を運営しており、ネットでシャインマスカットなどの農産物を台湾や中国に販売しているそうです。この度、上山でイチゴを栽培して販売するそうです。説明を聞いている中では、大変活発な方であり上山でイチゴ栽培という初めてのことなので、地元にもいい影響を与えたいと思います。新規就農者として認めるべきと考えます。ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続いて、地区担当委員である私から現地調査の結果について報告します。５月２１日に牧野地内において現地調査を行ってきました。これまで農作物の買付・販売を行ってきたが、この度、生産に進出し大きな需要に応えたいため〇〇を立ち上げたものです。高齢化により農作物の買付量が減少しており、山形・上山という果樹生産の盛んなところでこのまま生産量が減っていくのはさびしい、なんとか携わって農地を守っていききたいという意欲を話してもらいました。確認事項については問題なしと考えます。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

原田委員 新しく会社を立ち上げたとのことですが、農地専門委員会では年度ごとの売り上げなどの具体的な数字は示されたか。

富田委員長 いろいろな会社を経営しており売上は８億円と聞いている。上山でイチゴ、天童で桃を作付する予定だそうです。イチゴ栽培は初めてなので、東根で研修するとのこと。

鈴木委員 イチゴは１年ごとに収入があるため果樹と違い単年度で考えられる。施設整備の予算は１３００万円であり、何年かはパイプハウスで作り、利益が出れば軽量鉄骨に切り替えたいとのことでした。

議長 他に質疑ございますか。

吉田委員 牧野の土地は〇〇さんの土地で、破産したから土地を売りたいということか。

事務局 〇〇さんが牧野の土地の所有者になります。破産に伴い裁判所から破産管財人として選任されたのが〇〇弁護士になります。破産した方が自分の財産を処分する際は破産管財人が権限を有するため、〇〇弁護士の名前で申請がされています。

吉田委員 この農地に関する情報を〇〇はどのように入手したのか。

事務局 以前から〇〇は上山で宅地も探していたようで、今回の農地の隣接する〇〇さん名義の宅地の関係で、〇〇不動産があっせんしたとのこと。〇〇では隣接する宅地も併せて購入し、集荷場・加工場として、一体的に活用していきたいとのこと。

議長 他にございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号4について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、農業兼会社員で、両者は親子であります。檜下、小笹及び大門地内の田畑27筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。15番、木村辰也委員。

木村(辰)委員 5月22日に〇〇さんと会って内容を聞いてきました。農業者年金の関係で使用貸借を結んでいたが、この度、生前贈与することです。来年度から畑を再開したいとのことでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号4については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用貸借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏、農業兼公務員で、両者は親子であります。泉川及び高野地内の田畑34筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。3番、山川光照委員。

山川委員 5月23日に〇〇さんからお話を聞いてきました。現在サクランボ、ナシを作っているとのことでした。問題なしと考えます。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号1については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、第437回農用地利用集積計画の利用権設定について議題いたします。事務局長より提案理由の説明をいたしますが、整理番号1及び2について、長沼健司委員が当事者となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により、長沼委員の退席を求めます。

(長沼委員、退席)

議長 それでは、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第437回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。5件の申請がございました。整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。三上地内の田4筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第437回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号1及び2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。ここで、長沼委員の着席を許可します。

(長沼委員着席)

議長 次に、整理番号3について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。関根地内の田2筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

原田委員 〇〇さんは年貢の支払いが悪いとかあまり評判が良くない。経営的に大変だと聞いている。これまでは1対1で貸し借りしているようだ。今回、総会で承認した後問題にならないか。本人から確認したほうがいいのではないか。

事務局長 この農地については、現在〇〇さんが作っており、今回は正式に手続きをする

ことになったようです。

木村（辰）委員 申請書は〇〇さんが提出したと聞いている。許可書を送付する際に事務局から一筆書いてもらいたい。

事務局長 許可の際は両者に通知いたしますので、その際にきちんと作付してもらうように注意を促す文書を一緒に送付します。

長沼委員 基本的に申請書は誰が持ってくるものなのか。

事務局 特にどちらが持って来なければならないというのはない。どちらかというとも借主が来る方が多い。

鈴木委員 賃料の未払いの話があったが、そこまで農業委員会に関わる必要があるのか。

事務局 これまではそのような事例はない。農業委員会では強い措置はできないことになっており、本人に指導する程度しかできない。

議長 他にございますか。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３７回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号３については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号４について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号４について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。下生居地内の田２筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３７回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号４については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号５について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号５について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田８筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第437回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号5については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の7ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は、〇〇氏、譲受人は〇〇氏及び〇〇氏であります。四ツ谷一丁目地内の畑2筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程6、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の8ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は公益財団法人〇〇であります。仙石地内の田1筆の一部について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程7、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の9ページをお開きください。1件の届出があり、相続により所有権を取得したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 8、報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の 10 ページをお開きください。1 件の届出がございました。整理番号 1 について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、農地法第 3 条の所有権の移転に伴い、檜下及び小笹地内の田畑 22 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 2 時 41 分)

議事録署名委員

議事録署名委員